

令和8年度徳島県認知症介護実践研修事業実施要領

1 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」4（2）に基づく研修とする。

2 研修対象者

研修対象者は、介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者（開設予定者を含む。以下「介護保険施設・事業者等」という。）に従事する介護職員等であつて、次の要件を満たし知事が適当と認めた者とする。

（1）実践者研修

原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であつて、実務経験2年程度の者とする。

（2）実践リーダー研修

介護保険施設・事業者等において、介護業務に5年以上従事した経験を有し、実践者研修（又は旧痴呆介護実務者研修基礎課程）を修了し、1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると認められる者については、令和9年3月31日までの間は研修対象とする。

3 研修内容

研修内容は、認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を修得するための実践的研修とし、各研修の研修目標は次のとおりとする。

（1）実践者研修

認知症介護の基本理念、基本的知識を修得する。

（2）実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

4 研修期間

実践者研修の研修期間は、原則として講義・演習等5日間、自施設実習4週間とし、実践リーダー研修の研修期間は、原則として講義・演習等6日間、自施設実習4週間とする。

5 定員

実践者研修及び実践リーダー研修の定員は、1回の研修につき50名程度とする。

6 研修日程及びカリキュラム等

別添の「令和8年度徳島県認知症介護実践研修日程」による。

7 施設実習

施設実習の日課等については、各研修施設が作成する「研修要項」によるものとする。

（裏面あり）

8 研修費用

研修に要する経費のうち、教材等にかかる実費相当分については、受講者の負担とする。また、研修に要する資料は受講決定後、受講開始日までに、受講申込書に記入いただいたメールアドレスに送られてくるファイルを印刷を行い、当日持参すること。

9 受講料

受講者は、次の受講料を当日、受付で支払わなければならない。

受講料の支払いがない場合には、原則として受講することができない。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 実践者研修 | 15,000円 |
| (2) 実践リーダー研修 | 30,000円 |

10 この研修の実施についての各介護保険施設管理者及び各地域密着型サービス事業者に対する通知については、徳島県のホームページに掲載することにより行うこととする。

令和8年度徳島県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

1 認知症対応型サービス事業管理者研修

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」の4（4）に基づく研修とする。

2 研修対象者

以下の（1）及び（2）の条件を満たす者

- （1）研修対象者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、徳島県認知症介護実践者研修（徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む）を修了している者。
- （2）特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型サービス事業所等の介護職員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。

3 研修内容

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

4 研修日程

別に定める。

5 定員

30名程度

6 研修費用

受講料は一人3,000円とする。（研修当日の受付で支払いをすること）

令和 8 年度徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 認知症対応型サービス事業開設者研修

この研修は、平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知の参考
2 「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4 (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修)
に基づく研修とする。

2 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定基準」という。）第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定予防基準」という。）第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者である者

3 研修内容

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施する。

4 レポートの提出

本研修を修了した者については、研修の受講を通じ、次の内容等について、レポート（A4 用紙に 2,000 字以上）を作成し、徳島県及び事業所設置市町村の長に提出することとする。

また、本研修の修了証書については、レポートの提出と引き替えに交付するものとする。

- (1) 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- (2) 今後の事業所運営に関して取り組みたいこと

5 研修日程等

別添「令和 8 年度徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修」による。

6 定員

定員は、20 名程度とする。

7 研修費用

受講料は一人 10,000 円とする。(研修初日の受付にて支払いをすること。)

また、研修に要する経費のうち、参考教材等を使用した場合に係る実費相当部分については、受講者の負担とする。

8 その他

感染症の拡大防止のため、事業所での現場体験は行わず、代替となる集合研修の実施に変更となる場合がある。

令和8年度徳島県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

この研修は、平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考
2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(5)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)に基づく研修とする。

2 研修対象者

研修対象者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、徳島県認知症介護実践研修における実践者研修(徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む)を修了している者。

3 研修内容

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

4 研修日程等

別添「令和8年度徳島県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」による。

5 定員

定員は、20名程度とする。

6 研修費用

受講料は一人5,000円とする。(研修初日の受付にて支払いをすること。)

また、研修に要する経費のうち、参考教材等を使用した場合に係る実費相当分については、受講者の負担とする。